

運用指針

第2条①-ロ

現場特有の状況に対応するための創意工夫

他事業者の計画変更に着目した機能補償道路の見直し

イセハラキタ

ハダノ

(新東名高速道路 伊勢原北 I C ~ 秦野 I C)

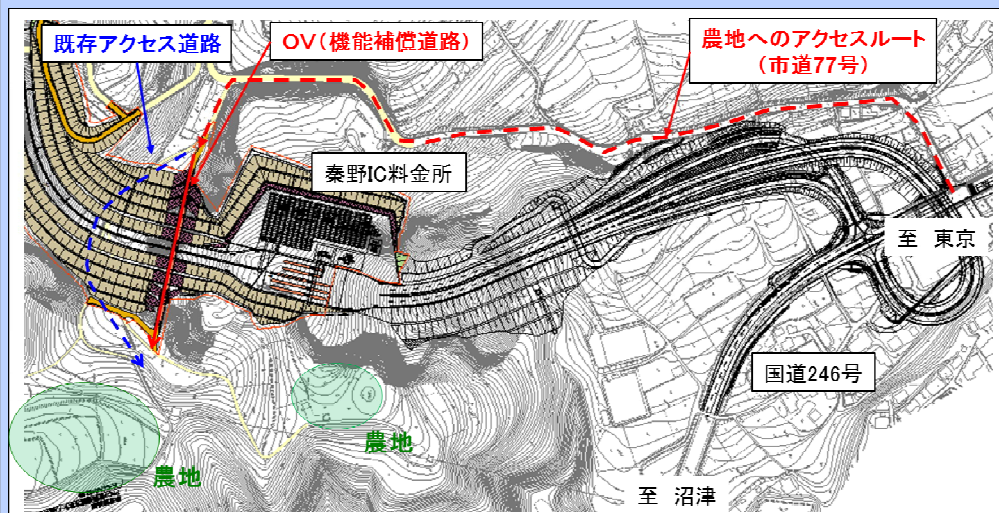
# 新東名高速道路 伊勢原北IC～秦野IC 路線概要



- ・新東名高速道路は、東京と名古屋を結ぶ延長約330kmの高規格幹線道路
- ・わが国の大動脈である東名高速道路の抜本的な混雑解消や、ダブルネットワーク化による信頼性の向上、3大都市圏の連携強化として機能し、社会・経済活動の発展などに寄与する路線
- ・伊勢原北IC～秦野IC(12.8km)、秦野IC～御殿場JCT(32.3km)はH32年度開通に向けて工事を実施中

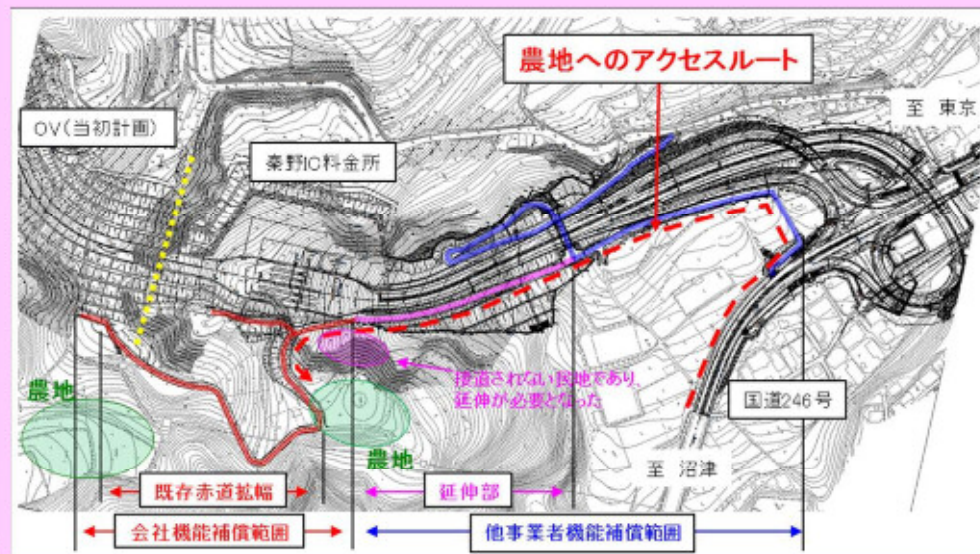
## 当初計画

- ・新東名高速道路(秦野IC)の建設により農地へのアクセス道路が分断されるため、**機能補償道路としてオーバースブリッジ(OV)を設置する計画**



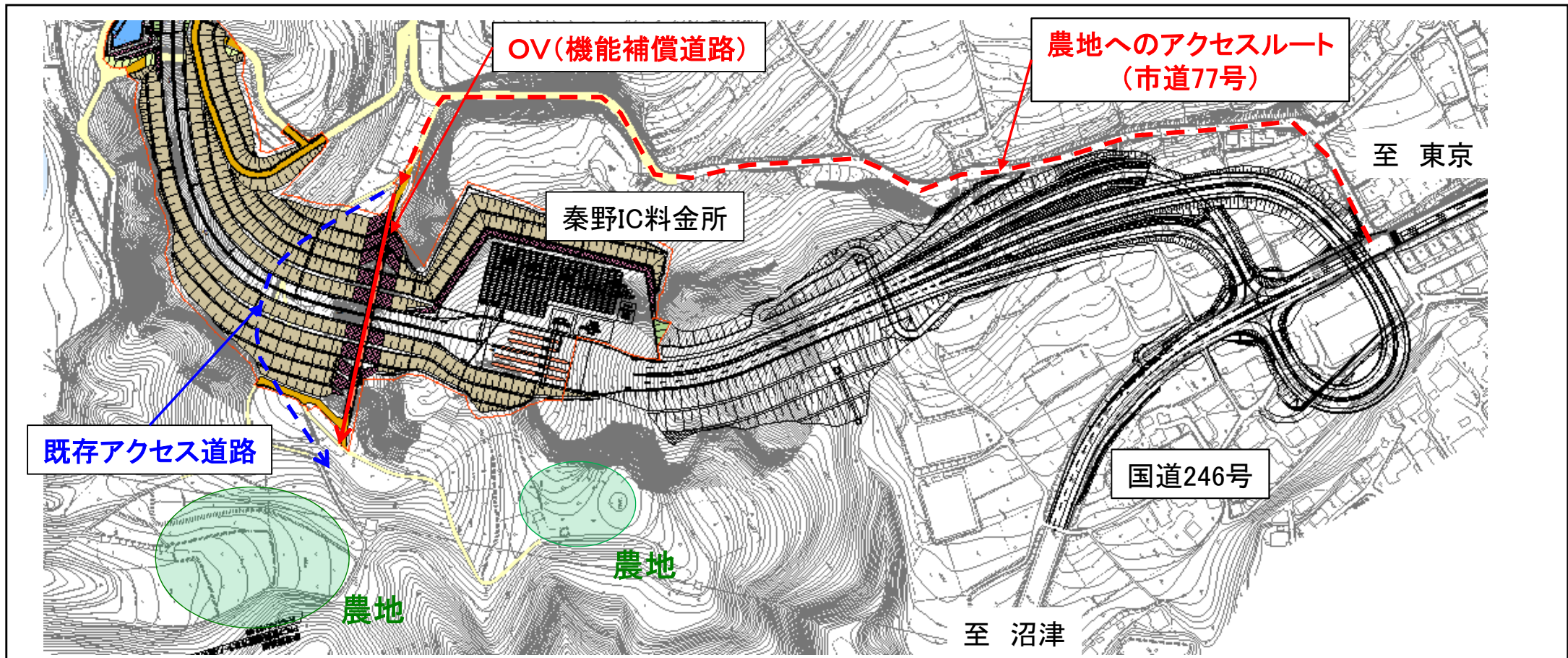
## 経営努力による変更

- ・秦野ICにおける**他事業者施工区間**の機能補償道路の**変更(延伸)**に着目
  - ・農地へのアクセス道路は、**他事業者施工区間の機能補償道路をさらに延伸したほうが合理的と考え、機能補償道路の変更計画**を関係自治体及び地元と**協議**し了承
- ↓
- ・**OV設置にかかるコストを縮減**。併せて、**利便性・安全性の向上**にも寄与



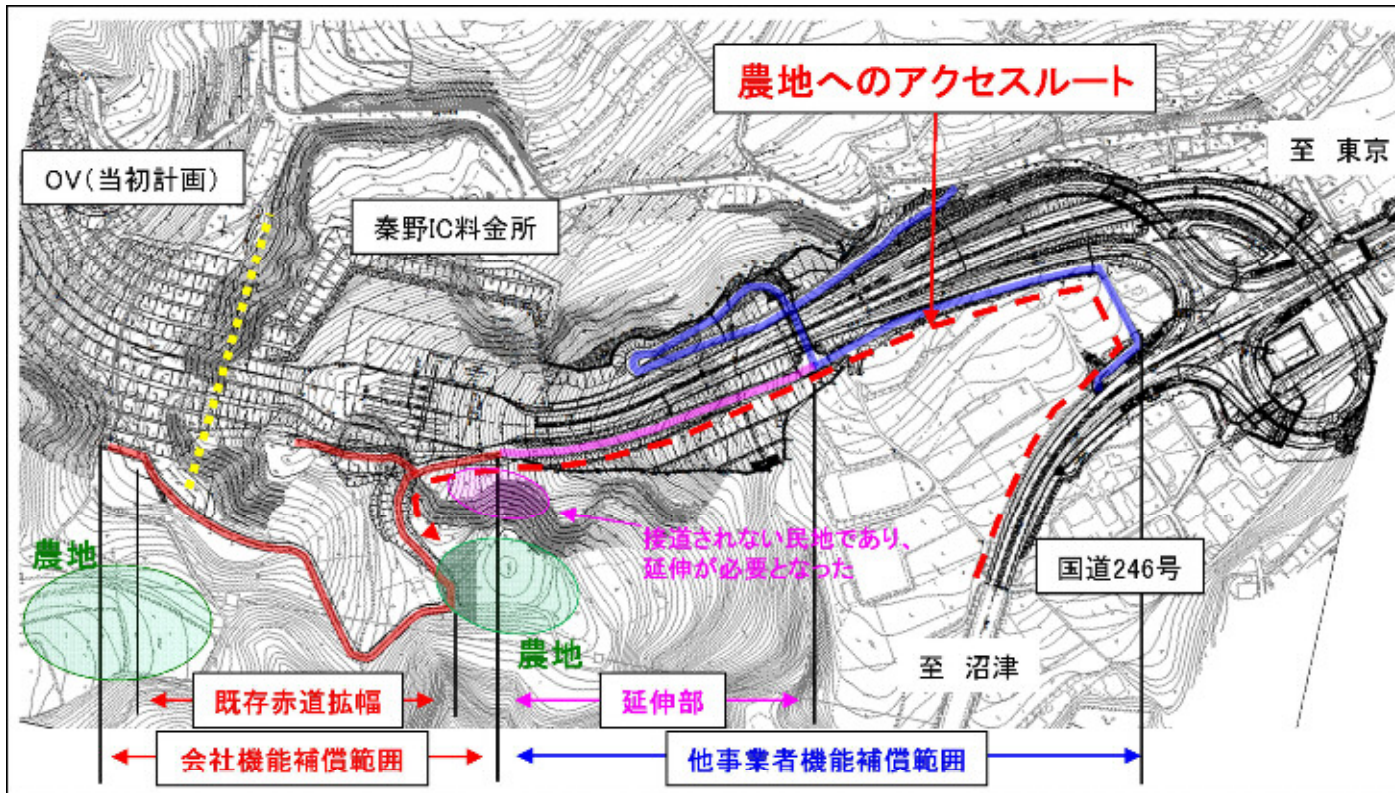
## 当初計画

- ・当該道路が、**農地へアクセスする唯一の道路**であることから、設計段階より秦野IC部の切土によって分断される農地へのアクセスを確保することについて、**地元関係者から強く求められた**
- ・農地への既存アクセス道路の機能補償として、既存アクセス道路とほぼ同位置に**OVによる機能補償道路を設置することで地元、関係自治体と設計協議確認書を締結**



# 変更計画

- ・他事業者の施工する機能補償道路が秦野IC料金所付近まで延伸されるという現地の状況変化に着目
- ・当該機能補償道路について、さらに農地まで部分的に既存赤道を利用(拡幅)し延伸することで、機能補償道路に係るコスト縮減を検討
- ・OVによらない機能補償道路は、利便性・安全性の向上及びメンテナンスコストの削減にもつながることを関係自治体へ説明し、関係自治体と協力して地元関係者に丁寧な協議を実施することで、変更計画を了承
- ・OV設置に係る建設コストを縮減。併せて、利便性・安全性の向上及び関係自治体の維持管理費削減にも寄与



# 現場特有の状況に対応するための創意工夫

## 【現場特有の状況】

- ・他事業者施工区間において接道されない民地が残る箇所があり、地元協議の結果、**他事業者施工区間の機能補償道路が秦野IC料金所部まで延伸**する計画に変更



現地状況の変化に着目し、コスト縮減について検討

## 【創意工夫】

- ・他事業者施工の機能補償道路をさらに延伸し、**国道からのアクセス性を向上した機能補償道路**を計画
- ・完成後の移管先となる**関係自治体における点検費等のメンテナンスコスト縮減**のため、**OVではなく上記機能補償道路を利用した土工**による計画
- ・一部区間では、**既存赤道**(幅員約1.8m)を**活用**し、当初計画(OV)同様の4mの幅員とする計画



**地元・関係自治体・会社の3者にメリット**のある計画に変更し、OV設置に係る建設コストを縮減

## 【経緯】

年月	経緯(協議・現場作業等)
平成18年 3月	協定締結(会社・機構)
平成21年10月	設計協議確認書締結(地元、関係自治体、会社)(OVによる機能補償道路)
平成28年 6月	他事業者施工区間の機能補償道路が料金所付近まで延伸することを把握
平成28年 7月～平成29年 1月	土工による機能補償道路を検討、関係自治体へ提案・協議実施
平成29年 2月～平成29年 7月	関係自治体とともに地元への協議実施(計3回)
平成31年度上半期	変更設計協議確認書締結予定(地元、関係自治体、会社)

## 経営努力要件適合性の認定について

他事業者の計画変更に着目し、関係自治体・地元と協議し、同意を得てOVによらない機能補償道路に見直したことは、**現場特有の状況に対応するための創意工夫**によるものである

運用指針第2条第1項第1号ロに該当

### 《申請する会社の経営努力》

他事業者の計画変更に着目し、関係者にメリットのある創意工夫を実施し、その結果、機能補償道路の整備費等を縮減

#### 助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

##### 第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

ロ. 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫